

## 建築物防災週間に小規模雑居ビル等に対する防災啓発活動を行います

令和5年3月1日(水)から7日(火)までは、建築物防災週間です。これは地震や火災、がけ崩れなどの災害による建築物の被害や人的被害を防止するため、広く市民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努め、建築物の管理者などに対し建築基準法をはじめとする防災関係法令や制度の周知を図り、建築物の防災対策を推進することを目的に毎年2回実施しています。

下期である今回は、小規模雑居ビルなどに対する防災啓発活動を行います。

- 日時** 令和5年3月1日(水) 午後3時～4時30分  
【出発式】 午後3時～3時10分頃、前橋プラザ元気21内5階503学習室  
(本町二丁目12-1)にて出発式を実施
- 場所** 前橋市中心商店街
- 対象** 小規模雑居ビル(3階以上の建築物で風俗営業を営む店舗その他これに類する店舗、飲食店などの用途に供する建築物)
- 内容** 本市建築指導課職員、保健所職員、消防局職員と前橋警察署生活安全課が3班に分かれて市内巡回を実施。小規模雑居ビルなどで防災啓発活動を行います。

### 本件に関するお問い合わせ先

建築指導課 審査監察係

電話 直通 / 027-898-6754